



みんなの税金

町税

問 税務課

税金は、まちづくりの重要な財源です。皆さんが納められる町税は、生活にもっとも結びついた事業を行うための町の財政収入の源をなしています。

町税には、次のものがあります。

- 町民税(個人・法人)
- 固定資産税(土地、家屋、償却資産)
- 軽自動車税(種別割・環境性能割)
- 町たばこ税
- 国民健康保険税

町民税(個人)

町民税は、1月1日現在広陵町内に住んでいる方、または広陵町に住所がなくても事業所、事務所、家屋敷を持っている方で、前年中に所得のあった方に課税されます。

●申告

申告期限は毎年3月15日です。申告書に前年の所得および所得控除などを記入のうえ、忘れずに申告しましょう。なお、所得税の確定申告をされた方や所得が給与だけで年末調整が済んでいる方は、申告する必要はありません。

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される税金です。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。その台帳に登録された価格を基準に課税されます。

原則として固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

固定資産税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。市町村が税率を定める場合に、通常よりべきものとされている税率は1.4%(標準税率)です。しかし、市町村で財政上その他の必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、広陵町内に主たる定置場(常に保管している場所)のある軽自動車などを所有している方に課税されます。軽自動車などを取得したときや、譲渡や廃車、盗難などの理由で、これらの車両を所有しなくなったときは、速やかに(15日以内)申告してください。

廃車申告※をしないと、所有しているものとして翌年度も課税されます。

また、年度の途中(4月2日以降)に廃車手続きをしても、月割りによる還付はありません。

手続きの詳しい方法は役場税務課民税係までお問い合わせください。

※廃車申告とは、課税対象だった車両の登録を抹消する手続きのことです。解体業者等に軽自動車を引き渡すことだけでは登録の抹消はされず、翌年度以降も課税されますのでご注意ください。

種類	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車	広陵町役場住民課 ☎0745-55-1001	• 登録…☐ 販売証明書または譲渡証明書 • 廃車…☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート
軽自動二輪車 二輪の小型自動車	近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市額田部北町981番地の2 ☎050-5540-2063	左記にお問い合わせください。
軽三輪車 軽四輪車	軽自動車検査協会奈良事務所 大和郡山市額田部北町980番地の3 ☎050-3816-1845	左記にお問い合わせください。

町たばこ税

たばこを消費する方が負担した税金を、たばこの製造者や特定販売業者などが町内の小売販売業者等に売り渡した本数に応じて町に納める税金です。



みんなの税金

税金・料金は、それぞれ納期限が定められていますので、各納期限内に納めていただきますようお願いいたします。
また、退職・長期休職などにより、納期限内に支払うことが一時的に困難となった場合や、収入の激減により納付が困難となった場合などには、役場税務課収納係まで納付相談にお越しください。

町税などの納期限

下表の○印の月末が納期限となります。ただし、12月および3月は25日が納期限です。

いずれも土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日が納期限となります。

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			○			○			○			
固定資産税	○			○			○					
軽自動車税(種別割)		○										
国民健康保険税				○	○	○	○	○	○	○	○	
介護保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	
後期高齢者医療保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅使用料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

町税などの納付方法

①一般納付(納付書による納付)

納付書で納付される場合は、各納期限内に次の納付場所
で納めてください。

納期限を過ぎた納付書は、使用することができません。
納期限を過ぎている場合は、役場税務課収納係までお
越しください。

また、督促状の発送にあたっては、できる限り納付確
認を行っています。発送直前に納められた場合には
金融機関からの入金に日数がかかることから、行き違
いで督促状が発送されることがありますのでご了承
ください。

納付場所

- ・南都銀行・三十三銀行・大和信用金庫・奈良中央信用
金庫・近畿産業信用組合・奈良県農協
上記金融機関の本支店
- ・近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局
- ・広陵町役場
町内サービスカウンター(さわやかホール・図書館・
中央公民館)
- ・QRが付いている納付書については、全国の地方税
統一QR対応金融機関で納めていただけます。

②コンビニ納付

コンビニで利用できる納付書は、バーコードの付いて
いる納付書です。バーコードの付いていない納付書で
は、コンビニ納付ができませんのでご了承ください。
コンビニ納付の取り扱いは、次のとおりです。

- ・納付書1枚の税額が、30万円以下のものに限りま
す。
- ・金額を訂正したもの、破損などでバーコードが読み
取れないものはお取り扱いできません。
- ・納付は、現金のみの取り扱いとなります。
- ・納期限を過ぎた納付書は使用できません。

その他、契約内容により納付できない場合があります
しますのでご了承ください。

取り扱いコンビニ・全国の各店舗

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ローソン ・セブン-イレブン ・ファミリーマート ・デイリーヤマザキ ・ヤマザキスペシャル
パートナーショップ ・ミニストップ ・MMK設置店 ・くらしハウス ・スリーエイト | <ul style="list-style-type: none"> ・生活彩家 ・セイコーマート ・ハセガワストア ・ポプラ ・ニューヤマザキデ
イリーストア ・ローソンストア100 ・タイエー ・ハマナスクラブ |
|--|---|



③口座振替(引き落とし日は、各税(料)の納期限です)

事前に登録していただいた預金口座から自動的に納付される方法です。

この方法を利用されると、納付のため金融機関等へお出かけになる必要はありません。

また、不在がちな納税者には大変便利な方法ですので、ぜひ手続きされるようお願いします。

口座振替不能分の再振替はできませんので、預金残高をご確認ください。

口座振替の手続き方法としくみ

下記の金融機関に預金口座をお持ちの方は、町内の金融機関の窓口、役場税務課に申込用紙(口座振替依頼書)がありますので、必要事項を記入いただき、通帳印を押印のうえ金融機関に提出してください。

口座振替取扱い金融機関

- ・南都銀行・りそな銀行・三井住友銀行・三十三銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・近畿産業信用組合・奈良県農協
上記金融機関の本・支店
- ・ゆうちょ銀行または郵便局

④スマホ決済アプリ

使用できる納付書は、バーコードやQRの付いている納付書です。バーコードやQRの付いていない納付書では、納付ができませんのでご了承ください。

スマホ決済アプリの取り扱いは、次のとおりです。

- ・金額を訂正したもの、破損などでバーコードが読み取れないものはお取り扱いできません。
- ・納期限を過ぎた納付書は使用できません。

その他、契約内容により納付できない場合がありますのでご了承ください。

利用可能なスマホ決済アプリ

- ・PayPay ・Pay B
- ・d払い ・auPAY 等

⑤年金特別徴収

町税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方は、年金支払月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に、年金受給者に代わって特別徴収義務者が納付します。



⑥地方税共通納税システムで納める

地方税共同機構が運営する地方税ポータルサイト「eLTAX(エルタックス)」を利用して、すべての地方公共団体へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができる仕組みです。金融機関等の窓口直接向くことなく、複数の地方公共団体へ一括で電子納税ができるため、納付・納入に係る事務の負担を軽減することができます。

納税できる税金の種類

- ・町税
- ・法人町税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

なお、クレジットカードでお支払いをされる場合、納付金額に応じた手数料が発生しますのでご注意ください。

督促、延滞金

①督促 納付が定められた期限(納期限)に遅れた場合、各納期限から20日以内に督促状が発送されます。

督促状が発送されますと1通につき150円の督促手数料を納めていただくことになります。

②延滞金 各納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算されます。

還付のお知らせ、時効

税金・料金に関する還付は、納付された税金・料金に過誤納が確認されたとき、還付通知書と還付請求書を郵送し、請求書が提出された後、還付手続きを行います。

また、滞納がある方には、関係法令の規定により、滞納している税または料に充当した後、還付通知書または充当通知書を郵送することになります。

●町税の還付金の時効は5年です。

還付金の請求権は、通知書を発付した日から5年で、時効により、請求権が消滅してしまいます。

通知書が届いた際には、なるべく早期に役場税務課収納係まで返信をお願いします。

●介護保険料、後期高齢者医療保険料の還付金の時効は2年です。

還付の手続きは、町税の還付手続と同じですが、還付金の請求権は、通知書を発付した日から2年で、時効により、請求権が消滅してしまいます。